

公 示

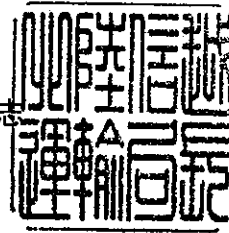
公示第55号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

令和4年10月4日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



別 紙

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について

新	旧
<p data-bbox="517 376 775 408">公 示</p> <p data-bbox="215 427 376 459">公示第12号</p> <p data-bbox="241 523 1102 603">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="188 667 1102 794">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="293 858 533 890">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="584 954 958 986">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="629 1050 663 1082">記</p> <p data-bbox="192 1102 387 1134">1. ～3. （略）</p> <p data-bbox="192 1198 376 1230">4. 最低車両数</p> <p data-bbox="203 1246 331 1278">(1) （略）</p> <p data-bbox="203 1294 1102 1422">(2) 同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。<u>ただし、最低車両数が2両の営業区域の場合は2両以上とする。</u></p> <p data-bbox="203 1437 439 1469">(3) ～ (4) （略）</p>	<p data-bbox="1458 376 1715 408">公 示</p> <p data-bbox="1162 427 1323 459">公示第12号</p> <p data-bbox="1189 523 2049 603">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1135 667 2049 794">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1240 858 1480 890">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1525 954 1899 986">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1570 1050 1603 1082">記</p> <p data-bbox="1140 1102 1335 1134">1. ～3. （略）</p> <p data-bbox="1140 1198 1323 1230">4. 最低車両数</p> <p data-bbox="1151 1246 1279 1278">(1) （略）</p> <p data-bbox="1151 1294 2049 1422">(2) 同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。</p> <p data-bbox="1151 1437 1386 1469">(3) ～ (4) （略）</p>

5. ～ 15. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和4年10月4日付け公示第55号で一部改正)

この公示は、令和4年10月4日から適用する。

(別 表) ～ (別添様式) (略)

5. ～ 15. (略)

附 則 (略)

(別 表) ～ (別添様式) (略)